

健康保険加入者各位

健康保険組合

平素は、健康保険組合の業務事業に、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
さて、このたび医療費適正化の一環として、柔道整復師の治療内容等を確認させていただくことになりましたので、皆様方へ、「**柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方**」(保存版)のお願いについて広報させていただきます。

整骨院・接骨院は、病院、診療所等の医療機関と比べて、待ち時間も少ないよう(予約もあり)、更に、気軽に診ていただけるのかもしれませんが、特に、最近、当健保の整骨院・接骨院の治療にかかわる健康保険の負担金額、また治療をお受けになる方が、大変増加しております。このような中、健康保険組合としては、皆様、会社から納めて頂く大切な保険料から整骨院等へ治療費用を支払うにあたって、『適正な保険料給付』の観点から、皆様方が「この請求内容に間違いなし」として署名された整骨院等から送られてきます「**療養費支給申請書**」(治療内容が記載された治療費用の請求書)の内容・点検作業を行っていますが、中には、**健康保険の適用に疑問を感じざるを得ないケースも見受けられます。**

整骨院等で治療された一部の方に、健康保険が使えない場合があることを知らないまま、柔整師の施術(治療)を受けられていると思われる方もあります。整骨院・接骨院の看板に『健康保険などの各種保険が使えます』等の言葉が書かれていることも一因とも思いますが、整骨院等におけるすべての治療が健康保険に適用になる訳ではないことをご理解頂きたいと存じます。また、整骨院・接骨院における治療(施術)は、病院、診療所等の医療機関とは異なり、健康保険の適用には、色々と制約があることをご理解ください。

裏面の『**柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方**』(保存版)のお願いをご一読のうえ、方が、健康保険の適用とならない治療にもかかわらず、健康保険を利用して受けている方は、正しいかかり方に、ご理解、ご協力をお願いします。(保険適用とならない施術は、**全額自費による施術をお願いいたします**)

なお、健康保険組合としては、柔道整復師の治療費の支払いにあたって、『正しい整骨院・接骨院のかかり方』の広報を行う一方、『**適正な保険給付**』の観点から、保険適用となる施術であるかどうかの判断材料として、また、整骨院等からの請求内容と皆さんが実際にお受けになった施術(治療)の内容等が一致しているかどうかを確認(健康保険法第59条に基づき)するために、**に業務委託**をいたしましたので、特に確認については、委託業者から皆様のもとに書面等でお送りすることがありますので、照会があった場合は、是非とも回答期限日までに、同封の返信用封筒にて、ご返送くださいますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方（保存版NO. 1）

健康保険制度は、「保険証」を保険医療制度の窓口提出し、治療が受けられる便利な制度ですが、健康保険が使える範囲が決められております。ご存知でしょうか？

整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは、

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ等）
2. 骨折・脱臼（応急手当の場合は、医師の同意は不要ですが、応急手当後の施術は医師の同意が必要です）

このような場合は整骨院・接骨院で健康保険が使われません

1. 仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、肩こり、腰痛、体調不調などに対する施術
2. スポーツによる筋肉疲労、負傷原因のない筋肉痛に対する施術
3. 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾病からくる痛みやこりに対する施術
4. 打撲、挫傷が治ったあとの漫然とした施術、マッサージ代替りの利用
5. 治癒の見込みのない長期間かつ漫然とした施術
6. 外科・整形外科で治療を受け、同時期に同部位について柔道整復師に施術を受けている場合
7. 数箇所の接骨院・整骨院に通院し、同時期に、柔道整復師に施術を受けている場合

整骨院・接骨院で健康保険を使うときに注意すること

1. 負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合は必ず健康保険組合に連絡をしてください。

2. 委任欄への署名（捺印）は自分でしましょう

施術内容を確認した皆さんの署名（捺印）がある場合のみ、健康保険組合から療養費が整骨院・接骨院に支払われます。支払った金額と自己負担額が合っているか、負傷原因は正しいか、施術内容が合っているかを確認し、整骨院・接骨院が作成した療養費支給申請書の「委任欄」に自分で署名（捺印）をしましょう。（白紙で提出するのはやめましょう）。

3. 「ついで」受診はやめましょう

「ついで」に、ほかの部分も、家族に付き添った「ついで」に、といった「ついで受診」はやめましょう。

4. 領収証はもらいましょう

領収証は、治療の都度、頂きましょう。

所得税の確定申告の控除対象になりますので、大切に保管ください。

また、22年9月1日から「領収証」について、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の

内訳が分かる領収証を無償で交付する事が義務付けられました。

ご照会時には、領収証で確認の上、ご報告下さい。

5. 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期の場合は内科的要因も考えられますので、医療機関で受診しましょう。